

## 第2章 循環型社会の形成

第2章では、これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会から、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷をできる限り少なくした社会の構築を目指すため、廃棄物の排出抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）の3Rが推進される循環型社会へ転換していくことなどについてまとめています。

### 現状と課題

産業廃棄物及び一般廃棄物の排出量は、全国的には、ともにほぼ横ばい傾向にあり、廃棄物の排出抑制と循環的利用の促進が課題となっています。

今後は全ての消費者や事業者が、自ら排出量を削減したり、製品をできる限り長く利用したり、副産物等を新たな原材料として再生利用したりすることが求められています。

その上で、現状の技術をもってしても循環資源として利用できない性状のものだけを、適正に埋立処分して管理していくことが必要です。また、廃棄物の不法投棄、野外焼却、不適正保管などの不適正処理の防止対策の強化や地域の環境を修復するための仕組みづくりが課題となっています。

### 第1節 廃棄物等の排出抑制

#### 1 廃棄物の現状 < 廃棄物対策課 >

##### (1) 産業廃棄物

全国の産業廃棄物の排出量は、約4億トンで、ここ数年はほぼ横ばいで推移しています。(図1)

県内の産業廃棄物の排出量は、平成19年度で約341万トンと、近年、やや減少の傾向にあるものの、平成9年度の約241万トンに比べて約100トン増加しており、この主な要因としては、下水道業からの汚泥、火力発電所からのばいじんの増加が影響しています。(図2)

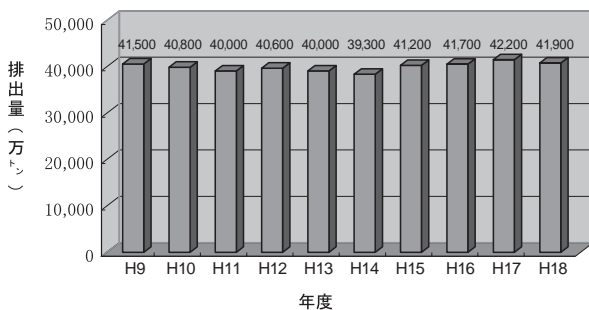


図1 産業廃棄物排出量（全国）の推移

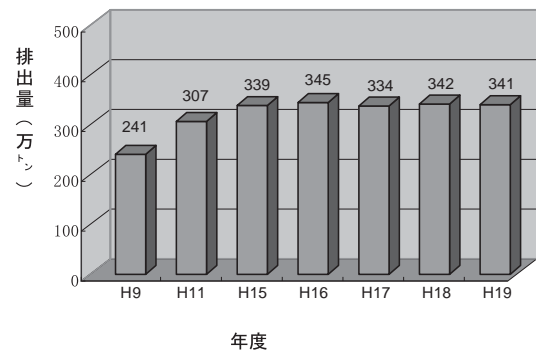


図2 産業廃棄物排出量（石川県）の推移

##### (2) 一般廃棄物

全国の一般廃棄物の近年の排出量は、約5,100～5,300万トンで推移しています。

県内の一般廃棄物については、能登半島地震（H19.3）の影響に伴い、平成19年度の総排出量は約73万トンとなりました。(図3)

また、県民1人1日当たりのごみ（一般廃棄物）

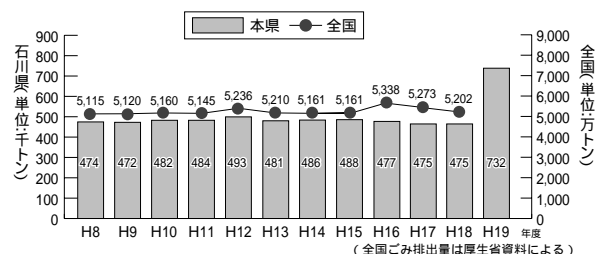


図3 石川県と全国のごみの総排出量

の排出量は、約1,711gになっています。(図4)

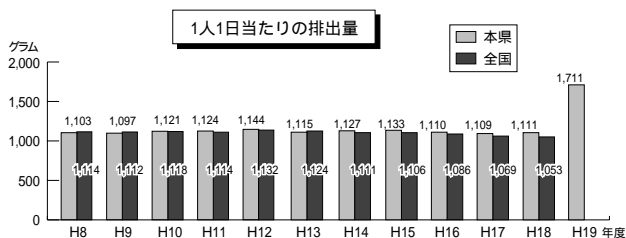


図4 1人1日当たりの排出量

## 2 廃棄物の排出抑制の推進

県では、循環型社会の構築のため、3R活動の実践、環境に配慮した事業活動、分別排出の徹底など廃棄物の適正処理を推進するよう努めています。

### (1) 企業における廃棄物減量化の取り組みの指導・支援 < 廃棄物対策課 >

産業廃棄物の多量排出事業者には、平成13年度から、産業廃棄物の減量などの処理に関する計画を毎年県知事に提出し、その実施状況を翌年度に報告することが義務付けられています。

県では、多量排出事業者における減量化対策を推進するため、多量排出事業者講習会を毎年開催し、産業廃棄物の資源化や減量化に向けた取り組みの紹介などを行っています。

平成20年度は、3R推進と廃棄物・リサイクルガバナンスの取り組み事例などの講習会（平成20年9月26日、114名参加）を行うとともに、産業廃棄物排出事業者に対し、3Rアドバイザーを派遣しリサイクル、廃棄物管理に関する取り組み状況を診断しました。また、産業廃棄物多量排出事業者等に対して、講習会（平成21年3月25日、91名参加）を実施し、産業廃棄物の排出抑制・減量化の取り組み事例を紹介しました。

#### 多量排出事業者

前年度の産業廃棄物の発生量が年間千トン以上（特別管理産業廃棄物は50トン以上）である事業場を設置している事業者

### (2) 県民が実践する3R活動への支援

< 廃棄物対策課 >

平成20年度末における一般廃棄物処理施設の処理能力は、現在の処理需要を満たしていますが、引き続き、リサイクル可能なものは極力リサイクルを行うとともに積極的な余熱利用を推進する「廃棄物循環処理」へ向けた施設整備を進めていくこととしています。

県では、市町等が行うリサイクルセンター等の整備に対して財政的な支援を行うなど、循環型社会形成に向けた取り組みを進めています。

### (3) 情報の提供等

< 廃棄物対策課 >

#### 廃棄物の排出や処理の現状に関する情報の公開

県では、一般廃棄物や産業廃棄物の発生・処理量など種々の調査によって得られた廃棄物に関する情報、法律・制度の改正状況などを広くお知らせするよう、情報の公開に努めています。

#### 産業廃棄物排出量等実態調査の実施と公表

県では、産業廃棄物の発生、処理・処分量や減量化・再生利用等の状況を把握するため、毎年、産業廃棄物排出量実態調査を実施しており、県内で発生する産業廃棄物量、再生利用量や最終処分量に加え業種ごと、種類ごとの発生量などの情報をホームページで公表しています。

#### 一般廃棄物の排出、処理状況の把握と公表

県では、ごみ処理の状況を把握するため、毎年、調査を行っており、ごみの発生量、種類ごと内訳、リサイクル率・最終処分量の推移などの情報をホームページで公表しています。

廃棄物対策課のホームページアドレス

<http://www.pref.ishikawa.jp/haitai/>

第2節 循環資源の再使用、再生利用・熱回収

1 廃棄物の資源化の現状

県内の産業廃棄物の再生利用率は、平成19年度約50%と排出量が大きく再生利用率の高いがれき類の減少等に伴い、平成18年度の約54%より若干減少しています。(表1)

一般廃棄物については、平成19年度のリサイクル率は約21.9%となり、平成18年度の約16.3%を大きく上回りましたが、これは能登半島地震(H19.3)による一時的なものであると考えられます。また、リサイクル率の全国平均は約20.3%でした。

県では、廃棄物等の資源化や減量化を進め、各種リサイクル法に基づく回収・リサイクルの推進等を通して最終処分量の削減を図るとともに、リサイクル認定製品・環境物品等の購入を推進するよう努めています。

2 リサイクル製品の認定

< 廃棄物対策課 >

県内の廃棄物の減量化と再利用を推進するため、県内で発生した廃棄物を県内で再生したりサイクル製品の利用推進とリサイクル産業の育成を目的とする「石川県リサイクル製品認定制度」を平成10年9月に創設しました。

認定審査委員会により品質、再生資源の配合率、安全性等を審査し、一定の認定基準に適合するものを知事が認定します。

平成20年度は新規に4企業13製品を認定し、平成20年度末で、表2に示すように48企業107製品を認定しています。

認定された製品については、県関係機関や市町村へ周知し、公共部門での積極的な利用を図っています。

また、平成20年5月開催の中小企業技術展などの展示会への出展や、県民エコステーションや石川北部RDFセンターでの展示など、認定製品のPRを行い、利用を働きかけています。

各認定製品には、図5の石川県リサイクル認定製品マークの使用を勧め、リサイクルの輪の拡大に心がけています。

表1 産業廃棄物排出量等実態調査の比較(種類別 平成18年度と19年度)

(単位:千トン)

種類	区分		排出量		再生利用量		再生利用率		最終処分量		最終処分率	
	H18年度	H19年度	H18年度	H19年度	H18年度	H19年度	H18年度	H19年度	H18年度	H19年度	H18年度	H19年度
合計	3,422	3,409	1,849	1,706	54%	50%	232	293	7%	9%		
燃え殻	19	33	0	0	0%	0%	19	33	100%	100%		
汚泥	1,339	1,409	105	79	8%	6%	5	34	0%	2%		
廃油	34	34	7	8	21%	24%	0	0	0%	0%		
廃酸	8	6	4	5	50%	83%	0	0	0%	0%		
廃アルカリ	5	5	3	4	60%	80%	0	0	0%	0%		
廃プラスチック類	43	52	24	30	56%	58%	11	8	26%	15%		
紙くず	12	12	10	11	83%	92%	1	0	8%	0%		
木くず	97	117	52	78	54%	67%	8	4	8%	3%		
繊維くず	4	2	1	0	25%	0%	0	0	0%	0%		
動植物性残さ	19	22	10	10	53%	45%	1	0	5%	0%		
動物系固形不要物	0	0					0	0				
ゴムくず	0	1	0	0		0%	0	0				0%
金属くず	52	39	49	38	94%	97%	3	1	6%	3%		
ガラス、コンクリートくず及び陶磁器くず	37	32	26	21	70%	66%	11	11	30%	34%		
鋳さい	13	10	8	7	62%	70%	5	3	38%	30%		
がれき類	1,110	980	1,087	965	98%	98%	23	15	2%	2%		
ばいじん	307	332	194	181	63%	55%	113	184	37%	55%		
動物のふん尿	285	282	235	233	82%	83%	0	0	0%	0%		
その他の産業廃棄物	36	39	34	37	94%	95%	1	0	3%	0%		

再生利用量割合及び最終処分量割合は、排出量に対する割合である。

端数処理の関係から排出量欄、再生利用量欄及び最終処分量欄それぞれの種類ごとの合計は合計欄と一致しない。最終処分量については、中間処理による廃棄物の種類の変化は考慮していない。

表中の空欄は、1トン以上の該当値がないもの、「0」の表示は500トン未満であることを示す。

第2章 循環型社会の形成

表2 石川県リサイクル認定製品一覧

(平成21年4月1日現在：48企業107製品) (欠番：56製品(3, 4, 5, 6, 7, 8, 11, 12, 13, 14, 17, 19, 21, 22, 23, 25, 26, 27, 28, 31, 32, 33, 37, 40, 41, 42, 43, 47, 48, 49, 50, 51, 55, 57, 60, 64, 66, 68, 69, 71, 74, 75, 76, 77, 79, 82, 86, 87, 89, 93, 94, 133, 134, 135, 136, 137))

区分	県グリーン購入特定調達品目等の分類	製品名	再生資源	企業名	認定番号			
土木	公共工事・資材	再生加熱アスファルト混合物	リビトアスコン	フライアッシュ(下水汚泥焼却灰)など	(株)金沢舗道	16		
			再生加熱アスファルト混合材 μ-アス・コン	再生骨材CRS-20&13、再生アスファルト	北川ヒューテック(株)	72		
	コンクリート二次製品		点字ブロック(視覚障害者誘導ブロック)R-6	再生骨材CRS-13	北川ヒューテック(株)	73		
			グリーン化イージー・ユア、グリーン化イージー・エル	再生骨材CRS-13	北川ヒューテック(株)	92		
			Fシリーズ(歩車道境界ブロック・有孔フリーム・自由勾配側溝)	フライアッシュ(石炭灰)	日建コンクリート工業(株)	112		
			【大型連節ブロック】 KCF-ダイヤカット	フライアッシュ(石炭灰)	共和コンクリート工業(株)北陸支店石川営業所	123		
			【大型ブロック積擁壁】 KCF-ホライズン	フライアッシュ(石炭灰)	共和コンクリート工業(株)北陸支店石川営業所	124		
			【環境保全型張ブロック】 KCF-ウィーディーロック	フライアッシュ(石炭灰)	共和コンクリート工業(株)北陸支店石川営業所	125		
			【環境保全型積ブロック】 KCF-エコグリーン	フライアッシュ(石炭灰)	共和コンクリート工業(株)北陸支店石川営業所	126		
			【消波根固ブロック】 KCF-リーフロック	フライアッシュ(石炭灰)	共和コンクリート工業(株)北陸支店石川営業所	127		
			フライアッシュ再生コンクリート二次製品	フライアッシュ(石炭灰)	石川県コンクリート製品協同組合	141		
			環境配慮型大型張ブロック ソフィストーンR	フライアッシュ(石炭灰)	菱和コンクリート(株)金沢営業所	152		
			環境配慮型大型張ブロック リーベル	フライアッシュ(石炭灰)	菱和コンクリート(株)金沢営業所	153		
			環境配慮型大型水平積ブロック グリーンビュー	フライアッシュ(石炭灰)	菱和コンクリート(株)金沢営業所	154		
			環境配慮型大型水平積ブロック エコグラス	フライアッシュ(石炭灰)	菱和コンクリート(株)金沢営業所	155		
			護床ブロック 床張2号	フライアッシュ(石炭灰)	菱和コンクリート(株)金沢営業所	156		
			環境配慮型擬石連結ブロック KCF-ロック・ストンシリーズ	フライアッシュ(石炭灰)	共和コンクリート工業(株)北陸支店石川営業所	157		
			水平張ブロック KCF-大型平板	フライアッシュ(石炭灰)	共和コンクリート工業(株)北陸支店石川営業所	158		
			階段ブロック KCF-ステップブロック	フライアッシュ(石炭灰)	共和コンクリート工業(株)北陸支店石川営業所	159		
			環境配慮型大型水平積ブロック KCF-緑遊シリーズ	フライアッシュ(石炭灰)	共和コンクリート工業(株)北陸支店石川営業所	160		
			大型積ブロック KCF-サンエス・はやづみ	フライアッシュ(石炭灰)	共和コンクリート工業(株)北陸支店石川営業所	161		
			公共工事・目的物	透水性舗装	歩車道境界ブロック(先付け)フラット型(両面R)フラット型(溶融スラグリサイクル品)	溶融スラグ	石川県コンクリート製品協同組合	52
					有孔フリーム(溶融スラグリサイクル品)	溶融スラグ	石川県コンクリート製品協同組合	53
					歩車道境界ブロック(片面R)マウンド型(溶融スラグリサイクル品)	溶融スラグ	石川県コンクリート製品協同組合	88
					鉄筋コンクリートベンチフリーム(溶融スラグリサイクル品)	溶融スラグ	石川県コンクリート製品協同組合	128
					廃瓦材利用透水性舗装材 K-グラント(セメント固化・樹脂固化)	廃瓦	(株)エコシステム	9
					透水性舗装材 ヒュアかわらけ	廃瓦	加州建設(株)	35
					景観透水性樹脂舗装材 いらか道	廃瓦	協和道路(株)	38
					透水性樹脂舗装材 アートグラベルRek	廃瓦	(株)ノテック	130
	保水・透水性舗装材 かわら丸	廃瓦			(株)輝川組	62		
	保水・透水性舗装材 かわら丸XX	廃瓦			(株)輝川組	63		
	瓦再生コンクリート舗装材 P-CON-R	廃瓦			協和道路(株)	65		
	透水性コンクリート舗装材 かわらっこ	廃瓦			加州建設(株)	70		
	透水性コンクリート舗装材 クールベイブRek	廃瓦			(株)ノテック	129		
	廃瓦材を利用した透水性セメント系舗装材 瓦クリート	廃瓦	(株)佐藤渡辺金沢出張所	138				
	歩瓦K-1	廃瓦	(株)上田組	142				
	優土 KS-1	廃瓦	(株)上田組	143				
	透水性舗装材 エコウッド	木くず(チップ)	加州建設(株)	36				
	木質系舗装材 ウッド丸	木くず(チップ)	(株)輝川組	61				
	その他	舗装材	瓦再生ダスト舗装材 エコサンド・R	廃瓦	協和道路(株)	67		
			コンクリート舗装材 かわらっこ(ダスト入り)	廃瓦	加州建設(株)	95		
			舗装材 サンプレートS	廃瓦	太陽工業(株)	98		
			土舗装材 リーブサンドReK	廃瓦	(株)ノテック	115		
			廃瓦材を利用した保水性セメント系舗装材 瓦ダストHA(SWソイル)	廃瓦	(株)佐藤渡辺金沢出張所	139		
			K-グラント(Co)瓦コンクリート	廃瓦	(株)エコシステム	144		

第2節 循環資源の再使用、再生利用・熱回収

		歩行者用薄層カラー舗装材 EGクレイ(ダスト)	廃瓦	加州建設(株)	96	
		瓦廃材利用薄層舗装材 K-グランドコート	廃瓦	(株)エコシステム	99	
		溶融スラグ入り合材	溶融スラグ	協和道路(株)	97	
		歩行者系園路舗装 エード舗装	浄水残さ	(株)連代コンストラクト	114	
タイル・ブロック		インターロッキングブロック トゥインウォークS	廃瓦、 陶磁器くず	北陸ブロック(株)	45	
		インターロッキングブロック トゥインウォークI(透水・標準)	廃瓦	北陸ブロック(株)	54	
		インターロッキングブロック 瓦ブロック石川	廃瓦	(株)豊商	58	
		キララブロック石川	廃瓦(透水)、 溶融スラグ(非透水)	(株)豊商	147	
		インターロッキングブロック トゥインウォークG	廃瓦、 ガラスくず	北陸ブロック(株)	44	
		視覚障害者誘導用ブロック 「視覚障害者誘導平板、警告平板」	廃瓦、廃ガラス	北陸ブロック(株)	116	
		インターロッキングブロック 「トゥインウォークF」シリーズ	廃瓦、廃ガラス、下水汚泥 焼却灰	北陸ブロック(株)	117	
		インターロッキングブロック トゥインウォークWS(透水・標準)	廃瓦、 溶融スラグ	北陸ブロック(株)	56	
		インターロッキングブロック スラグエコブロック石川	溶融スラグ	(株)豊商	59	
	再生材料を使用したプラスチック製品		のり面吹付枠工用スパーサー	廃プラスチック(PP)	(有)モアグリーン	29
廃木材・間伐材・小径材などを使用した木製品		木製工事標示板 木製工事くん	間伐材などの端材等	金沢森林組合	91	
		工事看板 夢虹(ビュア・ボード)	間伐材などの端材等	(株)森商	103	
		連杭 恋恋(エコ・フレンド)	間伐材などの端材等	(株)森商	104	
		修景連杭(円柱材)	間伐材などの端材等	金沢森林組合	106	
		防草パネル(三角面タイプ)	間伐材などの端材等	金沢森林組合	105	
		製材木端再利用木柵 エコ木柵	間伐材などの端材等	(有)奥樹園	131	
		エコ木製パネル	間伐材などの端材等	金沢森林組合	148	
	生育基盤材		植物誘導吹付工基盤材	間伐材端材等(チップ)	(有)モアグリーン	30
		緑化基盤材・土壌改良材 CSソイル	間伐材端材等(チップ)	(株)ホクド	39	
		法面緑化生育基盤材 石川1号	木くず(チップ)、 家畜ふん尿(牛ふん)	(株)杉浦建材	78	
		緑化成育基盤材 エコサイクルコンポ 石川	パーク、 家畜ふん尿(鶏ふん)	富士見緑化(株) 北陸支店	80	
		緑化生育基盤材 エコサイクルコンポ IN-90	パーク、 家畜ふん尿(牛ふん)	富士見緑化(株) 北陸支店	81	
		PRE緑化工基盤材	木くず(チップ)	小倉造園(株)	107	
		生育基盤材 法面マルチング材	木くず(チップ)	榊ランドスケープ開発	162	
		生育基盤材 ウッディソイル材	木くず(チップ)	榊ランドスケープ開発	163	
		法面緑化材 万葉ソイル	パーク	北陸ポートサービス(株)	108	
		アイエス ソイル	パーク、浄水残さ	(株)エヌデーケー	140	
		いしかわエコソイル	パーク	チューモク(株)	145	
		ゆきひみックス石川	パーク	チューモク(株)	146	
		万葉ソイルi	パーク	北陸ポートサービス(株)	149	
肥料・土壌改良材			肥料 かんとりスーパー河北潟	家畜ふん尿(牛ふん、鶏ふん)、 下水汚泥	(株)河北潟ゆきの里	34
		良質有機堆肥 クリーンパーク・クリーンマルチ	木くず(チップ)	クリーンリサイクル(株)	46	
		パーク堆肥 万葉パーク	パーク、 家畜ふん尿(鶏ふん)	北陸ポートサービス(株)	90	
		放線菌有機肥料「元樹くん」(2)	木くず(おがくず)	(株)立花造園	132	
造園緑化材		可動式車両安全ポール 車止め フラコン	間伐材などの端材等	北野林業(北野直治)	120	
		防草・緑化舗装材 セダムグリーン	建設汚泥、浄水残さ	辰村道路(株)	121	
建築	その他繊維製品	防球ネット	エコネット	廃PETボトル	大同漁網(株)	18
		防球・建築養生・ごみ飛散防止ネット エコースーパーネット	廃PETボトル	炭谷魚網資材(株)	83	
公共工事・資材	陶磁器質タイル	エコフロアー・FR(アピタス、エコル)	フライアッシュ(石炭灰)など	ニッコー(株)	2	
		エコウォール・WR(ボオム、ミラ、アンサンブル他)	フライアッシュ(石炭灰)など	ニッコー(株)	15	
その他	再生材料を使用した建築用製品 建築用仕上塗材	瓦廃材利用塗壁材 かわらかべ	廃瓦	(株)エコシステム	100	
		瓦廃材利用塗壁材 かわらコート	廃瓦	(株)エコシステム	101	
		外壁用塗装材 『瓦美人』	廃瓦	(株)ナカタケ	150	
		塗壁材 イオリーナ	フライアッシュ(石炭灰)	(有)ライフアップ	102	
	再生材料を使用した建築用製品 床材料(畳)	いしかわエコ 愛畳 畳 & 畳床	再生稲わら	石川県畳卸事業協同組合	122	
廃木材・間伐材・小径材などを使用した木製品	帯竹柵	間伐材等(竹)	北野林業(北野直治)	118		



			たけ灯籠	間伐材等(竹)	北野林業(北野直治)	119
			トイレ用間仕切り CBecosta	間伐材などの端材	コマーニ(株)	151
家庭・事務所	紙類	衛生用紙 トイレトーパー	エコトイレトーパー(各種)	古紙	(株)北國製紙所	1
	文具類	ファイル・バインダー類 ファイル	古紙再生ファイル	古紙	加賀製紙(株)	24
	機器類	いす	廃自動車再生椅子 トレジャーチェア	使用済自動車部品	会宝産業(株)	85
	インテリア・寝装寝具	インテリア・寝装寝具	再生ポリエステル繊維使用カーテン	ポリエステル繊維くず	シンコール(株)	109
			スタンド(写真立て) トレジャースタンド	使用済自動車部品	ウイズ会宝(株)	110
			フラワーベース(花器) トレジャーベース	使用済自動車部品	ウイズ会宝(株)	111
	その他	紙類	板紙(各種)	古紙	加賀製紙(株)	10
		再生材料を使用したプラスチック製品	エコペットカード(名刺)	廃PETボトル	馬場化学工業(株)	20
			木質バイオマス樹脂漆器	木くず(樺等切削片)	(株)ワチキ	84
		廃木材・間伐材・小径材などを使用した木製品	学習用木工セット ウッディキッズ	間伐材などの端材等	金沢森林組合	113



図5 石川県リサイクル認定製品マーク

廃棄物対策課のホームページアドレス  
<http://www.pref.ishikawa.jp/haitai/>

汚泥の加温・乾燥や管理棟の暖房等に利用しており、現在燃焼廃棄している犀川左岸浄化センターの余剰ガスは発電の燃料として有効利用する計画となっています。

#### 下水汚泥の委託処理先における有効利用の促進

下水汚泥については、平成22年度までに有効利用率を70%まで高めることとし、堆肥化、セメント原料、アスファルト原料などへ有効利用を促進しています。

平成19年度末では有効利用率は37.2%となっていますが、金沢地区における汚泥焼却灰のアスファルトフィラー材としての利用を推進し、目標の達成を図ります。

### 3 各廃棄物の再使用、再生利用・熱回収の推進

#### (1) 下水汚泥 <水環境創造課>

##### 終末処理場内の中間処理による減量化の促進

下水道法第21条の2により、下水道管理者は発生汚泥の処理にあたっては、脱水、焼却、再生利用等によりその減量化に努めなければならないとされており、各処理場では各処理区の状況により汚泥濃縮設備、消化設備、脱水設備、乾燥設備、焼却設備等を組み合わせて減量化を図っています。

平成19年度末での発生汚泥量は752千トンで排出汚泥量は10千トンとなっており、減量化率は98.7%となっています。

なお、減量化の過程で発生するメタンガスは

#### 下水汚泥の有効利用に係る技術開発と需要拡大に対する支援

国土交通省では、下水汚泥の有効利用のための技術開発「LOTUSプロジェクト」を進めており、又、民間における技術開発に対しても土木部新技術認定制度やリサイクル認定制度により適切に評価し、利用促進を支援する制度をとっています。

需要拡大については、公共事業における建設資材として採用を促進するため関係機関の協力を得よう努めています。

#### 集落排水汚泥のコンポスト化(肥料化)による資源循環の促進

集落排水汚泥については、平成19年度末で発生汚泥量は濃縮汚泥ベースで12.0千トン、このうち農地還元分は2.3千トンとなっており、有効利用率は19%となっています。

(2) 食品廃棄物 < 農業安全課 >  
食品リサイクルの普及啓発

食品リサイクル法では、食品廃棄物の再生利用等の内容として「発生の抑制」、「再生利用」、「減量」の3つを挙げ、平成18年度までに食品関連事業者の再生利用等実施率を20%以上に向上させる目標を定めてきましたが、様々な課題が明らかになりました。このため平成19年6月に次のような内容の改正が行われ、平成19年12月1日から施行されました。

- ・多量発生事業者（年間100トン以上）に対する定期報告の義務化
- ・コンビニ等フランチャイズ方式の報告は、加盟店を含めて一体的に判定
- ・再生利用事業計画認定事業者にあつては、廃棄物の広域な収集・運搬が可能（廃棄物処理法の許可が不要）
- ・業態ごとに別々の実施率目標を設定等

また、この法律では、県は食品廃棄物の再生利用等を促進するため普及・啓発や支援等に努めることとされており、これまで次のような取り組みを実施してきました。

- ・食品リサイクルセミナーの開催（H13～）
- ・食品リサイクルの啓発手引き書の作成及び配布による制度の周知（H13～）
- ・食品リサイクルに関する実態調査や成功事例等の収集提供（H13～）
- ・食品リサイクルモデルの育成支援（H16～19）

食品リサイクル推進表彰

平成20年度から、食品関連事業者による食品廃棄物の発生抑制に関する優れた取り組みに対し、知事賞を授与しています。取り組み内容を県内に広く紹介することを通じ、更なる食品リサイクルの推進に向けた普及啓発を実施し、意識向上を図っています。

(3) 家畜排せつ物 < 農業安全課 >  
家畜排せつ物の処理の適正化及び利用の促進に係る啓発

「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」が平成16年11月から全面施行され、畜産農家に家畜排せつ物の適正な管理が求められるようになりました。

平成20年度においては、管理と利用の実態を把握するため、法施行状況調査を行い、適正な管理に向けた現地指導を実施しました。

家畜排せつ物の処理施設整備に係る支援

県農林総合事務所では、家畜排せつ物の適正な管理を推進し、有機資源の循環利用を促進するための施設整備に向けた利用計画策定を支援しています。

支援の結果、平成18-20年度にリース事業により9戸の畜産農家が施設整備を行い、畜産環境を改善しました。

(4) 建設副産物 < 監理課・技術管理室 >

建設副産物は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」の平成14年5月30日施行により、発注者による工事の事前届出や元請け業者から発注者への事後報告、現場における標識の掲示等により、適正な分別解体及び再資源化を義務付けられたことにより、極力再利用することとなりました。

このため、建設副産物の動向を調査するため、平成14年及び17年度に実態調査を実施し、平成17年度調査結果では図6のようになっております。

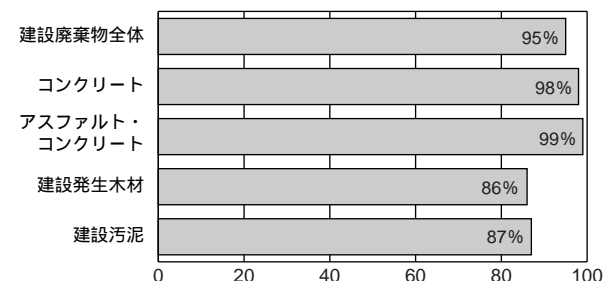


図6 建設廃棄物の品目別リサイクル率（平成17年度）

建設副産物の平成22年の行動目標としては、

それぞれアスファルト97%、コンクリート97%、建設発生木材95%以上のリサイクル率を目指しており、コンクリート、アスファルトが達成しています。

石川県の産業廃棄物の排出量は平成19年度で年間約341万トンで、このうち建設業から排出される量は平成19年度で約113万トンと産業廃棄物全体の約1/3近くを占めています。

また、建設廃棄物のリサイクル率は全体で9割を超えています。建設汚泥のリサイクルは、やや遅れています。

今後、高度経済成長期に建設された建築物の建て替え等により建設廃棄物の発生量が増えることが予想されるため、建設廃棄物の発生抑制と廃棄物のリサイクルが必要となっています。

なお、リサイクル月間である平成20年5月及び10月には、環境部と土木部が連携して、解体

現場や再資源化施設へのパトロールを行いました。

(5) 建設資材廃棄物の排出抑制に向けた建築物の長寿命化の普及啓発 < 建築住宅課 >

木造住宅は、県内の住宅約40万戸の3/4を占めており、毎年新築される住宅約1万戸のうち7割程度と県民のニーズが高く、建替え時等には多くの木材が建設廃材として処分されます。

一方では、二酸化炭素の吸収や国土の適正な維持など、森林の持つ環境保全効果に対する期待はますます大きくなっています。

このようなことから、長持ちする良質な木造住宅のストックを増やすことは、これまで以上に大きな政策課題となっており、木造住宅の長寿命化に関する、計画、設計、建設段階での配慮について解説した冊子を配布し普及啓発に努

建設リサイクル法の概要

(1) 分別解体等と再資源化等の義務  
一定規模以上の工事（対象建設工事）については、特定建設資材廃棄物を基準に従って工事現場で分別（分別解体等）し、再資源化等することが義務付けられました。

分別解体等及び再資源化等の実施義務の対象建設工事の規模

土木工事	請負代金額 500万円以上
建築工事	
解体工事	延床面積80㎡以上
新築工事	延床面積500㎡以上
修繕工事他	請負代金額 1億円以上

特定建設資材

- ・コンクリート
- ・コンクリート及び鉄からなる建設資材
- ・木材
- ・アスファルト・コンクリート

ただし、指定建設資材廃棄物（建設発生木材）については、一定の距離の範囲内（50km）に、再資源化施設がない場合は、縮減（焼却等）で足りる。

(2) 発注者と受注者（元請け業者等）の義務  
対象建設工事の元請け業者は、発注者

に対し、分別解体等の計画等について書面を交付して説明

発注者から都道府県知事等への工事の届出

発注者は、工事着手の7日前までに、建築物等の構造、工事着手時期、分別解体等の計画等について、都道府県知事等に届出

元請け業者から下請け業者への告知

元請け業者は、下請け業者に対し、都道府県知事等への届出事項を告知

標識の掲示

解体工事業者は、解体工事の現場ごとに、公衆の見やすい場所に標識を掲示

元請け業者から発注者への事後報告

元請け業者は、再資源化が完了したときは、その旨を発注者に書面で報告するとともに、再資源化等の実施状況に関する記録を作成、保存

(3) 解体工事業者の登録制度の創設

建築物等の解体工事の実施には建設業許可か解体工事業者登録が必要



表3 分別収集対象品目の排出見込み量、収集実績量及び回収率

(単位：t)

区 分	平成14年度		平成15年度		平成16年度		平成17年度		平成18年度		平成19年度	
	排出見込み量 <sup>1</sup> 収集実績量	回収率 <sup>2</sup> (推計)	排出見込み量 収集実績量	回収率 (推計)	排出見込み量 収集実績量	回収率 (推計)	排出見込み量 収集実績量	回収率 (推計)	排出見込み量 収集実績量	回収率 (推計)	排出見込み量 収集実績量	回収率 (推計)
ガラスびん類	18,110	45.7	14,494	56.3	14,533	54.2	14,580	52.7	12,679	60.2	12,612	59.2
	8,281		8,159		7,878		7,690		7,642		7,460	
ペットボトル	3,246	62.6	3,492	60.0	3,500	63.1	3,507	64.7	4,244	55.1	4,222	48.7
	2,031		2,096		2,207		2,270		2,339		2,058	
その他紙	14,138	10.1	12,750	8.0	12,786	18.4	12,832	11.8	14,953	11.5	15,483	19.0
	1,421		3,735		2,356		1,520		1,715		2,943	
その他プラ	28,184	19.3	34,810	21.4	34,861	22.7	34,903	22.9	25,837	32.2	25,158	34.5
	5,484		7,441		7,897		7,989		8,307		8,686	
白色トレイ	900	1.1	1,312	0.8	1,317	0.8	1,323	0.6	913	1.2	848	1.3
	10		11		11		8		11		11	
スチール缶	8,904	37.8	5,344	60.6	5,350	53.0	5,360	51.3	4,003	65.2	3,964	62.0
	3,369		3,241		2,835		2,748		2,609		2,457	
アルミ缶	3,605	48.8	2,773	62.8	2,777	60.1	2,783	62.3	2,804	59.6	2,796	57.2
	1,723		1,741		1,669		1,734		1,670		1,600	
紙パック	5,500	3.1	2,571	7.0	2,568	5.7	2,570	3.6	2,656	11.9	2,754	5.9
	169		180		147		92		316		162	
段ボール	24,386	10.8	6,386	41.0	6,400	45.8	6,420	40.5	10,281	30.1	10,678	22.9
	2,631		2,619		2,928		2,599		3,096		2,441	
計 <sup>3</sup>	106,973	23.5	83,932	34.8	84,092	33.2	84,278	31.6	78,371	35.4	78,515	35.4
	25,119		29,223		27,928		26,651		27,705		27,818	

1 排出見込み量とは、人口規模に基づく一定の方式で市町村が算出した推計値である。  
 2 回収率(推計)(%) = 収集実績量 / 排出見込み量 × 100  
 3 排出見込み量及び収集実績は小数点以下を四捨五入しているため、計が合わないことがある。

めています。

また、石川県における建設廃棄物が、産業廃棄物全体の排出量の約1/3を占めており、一般建築物の建設に係る廃棄物の発生の抑制とリサイクルの推進も重要な課題となっています。

県では、公共施設での長寿命化仕様の検討や公営住宅等でのスケルトン・インフィルの概念の導入を図るとともに、民間施設への普及啓発を行っています。

(6) 容器包装廃棄物 < 廃棄物対策課 >  
 容器包装リサイクル法について

容器包装廃棄物は、従来、一般廃棄物のうち3分の2(容量比)を占めており、適切な処理が課題となっています。

使用済製品の再商品化を図り、循環型社会の構築を進めるため、容器包装に係る分別収集及び商品化の促進等に関する法律(容器包装リサイクル法)が平成12年4月から完全施行され、県内各市町においても、ペットボトル、ガラスびん、プラスチック容器包装等の資源の分別収集が積極的に実施されています。

容器包装廃棄物の分別収集の状況

県では、容器包装リサイクル法に基づき、県内

全市町が分別収集計画を策定し、分別収集を行っています。

分別収集の対象品目も徐々に増え、表3に示すとおり、回収率は年々増加する傾向にあります。

なお、現在は、平成20年を始期とする第5期石川県分別収集促進計画(平成19年7月策定)に基づき分別収集が行われています。

(7) 廃自動車、廃二輪車、廃家電、廃パソコン等  
 < 廃棄物対策課 >

廃自動車のリサイクルについて

「自動車リサイクル法」(使用済自動車の再資源化等に関する法律)は、自動車メーカーに対して使用済自動車のフロン類、エアバッグ及びシュレッターダストの3品目についてリサイクル義務を課していますが、そのために必要な経費は、「リサイクル料金」として、自動車の所有者が負担することになっています。

平成17年1月1日以降、新たに最終所有者から引き渡された自動車から自動車リサイクル法の対象となり、リサイクル等の義務が発生しました。そのため、最終所有者から廃自動車の引取りを行う引取業者やフロン類の回収を行う回収業者は、県知事(又は金沢市長。以下「県知事

等」という。)の登録が必要となり、また、部品取りを行う解体業者や破砕業者は、県知事等の許可を受けなければ使用済自動車を取り扱うことができなくなりました。県知事登録等の状況(平成21年4月1日現在)は以下のとおりとなっています。

- ・引取業者：691事業者(792事業所)
- ・回収業者：106事業者(124事業所)
- ・解体業者：44事業者
- ・破砕業者(前処理のみ)：18事業者

また、このリサイクル制度を適正に運用するため、使用済自動車が不適正に処理されることのないよう、監視、指導に努めています。

#### 廃二輪車のリサイクルについて

廃二輪車の回収・適正処理による廃棄物の減量と資源の有効活用を図るため、平成16年10月1日より、事業者の自主的活動により二輪車リサイクルシステムの実施が始まり、現在は国内メーカー4社、輸入業者12社が参加し、二輪車リサイクルが行われています。

#### 家電リサイクル法について

一般家庭から排出される家電製品は、従来、約8割は小売業者に、残り約2割が市町によって回収され、回収後は、おおよそ半分が直接埋め立てされるほか、残りは破砕処理され、一部金属の回収が行われている場合があるものの、そのほとんどは廃棄されていました。

### 第3節 適正な処分

#### 1 廃棄物の最終処分量と最終処理場の現状

< 廃棄物対策課 >

県内の産業廃棄物の最終処分量は、平成19年度で約293千トンと、平成18年度(232千トン)に比べても増加しており、平成22年度の目標値(134千トン)の約2倍となっているものの、この75%にあたる221千トンが自社で最終処分場を有する電気業から排出されたものであり、これを除けば72千トンと減少傾向にあります。

このため、廃棄物の減量と有用な部品・素材の再商品化を図り、循環型経済社会を実現していくため、平成13年4月1日に特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)が、エアコン、テレビ、電気冷蔵庫、電気洗濯機の4種類を対象として施行(平成16年4月1日からは電気冷凍庫を、平成21年4月からはテレビ(液晶・プラズマ式)及び衣類乾燥機が追加)され、家電のリサイクルが進んでいます。

なお、平成21年5月には、買い替えの際リサイクルを行うと、ポイントが上乘せされるエコポイント制度が導入されました。

平成19年度の県内の再資源化量は、次のとおり3,612トンとなっています。

県内の指定取引場所における引取台数(平成19年度)

区分	台数(台)	原単位(kg)	県内排出量(t)	リサイクル率(%)	再資源化量(t)
エアコン	16,962	42	712.4	87	619.8
テレビ	53,134	29	1,540.9	86	1,325.2
冷蔵庫・冷凍庫	24,457	58	1,418.5	73	1,035.5
洗濯機	24,063	32	770.0	82	631.4
計	118,616		4,441.8		3,611.9

#### 廃パソコンのリサイクルについて

家庭からの廃パソコンについては、平成15年10月1日より、資源の有効な利用の促進に関する法律(資源有効利用促進法)に基づき、メーカーによる家庭から排出されるパソコンの自主回収・リサイクルが行われており、平成20年度には、家庭系使用済パソコン約32万台が回収・リサイクルされました。

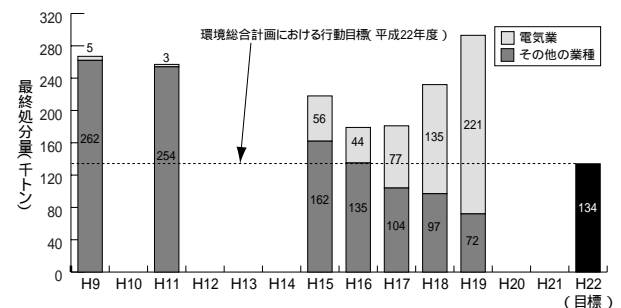


図7 産業廃棄物の最終処分量の推移

(図7)

一般廃棄物については、平成17年度最終処分量は約75千トン、平成18年度は約76千トンと

横ばいの傾向でしたが、能登半島地震（H19.3）により大量のがれき類が発生したため、平成19年度の最終処分量は約245千トンとなりました。

平成19年度末における県内の産業廃棄物最終処分場の残余年数は、管理型処分場で約10年、安定型処分場で約8年となっています。近年のリサイクル等の推進により最終処分量が減少傾向にあることや、能登地区や金沢地区において最終処分場（数カ所）の整備計画が推進されていることなどから、当分の間は対応できるものの、いずれ逼迫する時期が到来する恐れがあります。（図8）

また、市町等の一般廃棄物最終処分場の残余年数は県全体で約10年となっています。新たな施設整備計画も含めれば、当面、処分能力は確保されていますが、いずれ逼迫する状況になるのは確実です。

県では、必要な処分施設が整備されるよう努めるとともに廃棄物の最終処分量を削減するため、リサイクルを促進し、資源の有効利用による減量化を推進しています。

2 適正な処分の推進 < 廃棄物対策課 >

(1) 廃棄物処理法、ふるさと環境条例に基づく施設の適正運用の監視・指導

県は、産業廃棄物排出事業者及び産業廃棄物処理業者に対して立入検査を実施し、産業廃棄

物を「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（廃棄物処理法）に規定する産業廃棄物保管基準及び産業廃棄物処理基準等に従って適正に処理しているか調査・指導しています。

産業廃棄物処理基準等に適合しない産業廃棄物の保管、収集、運搬又は処分が行われた場合で、県の行政指導に従わないときには、事業者等に改善命令を発出しています。

産業廃棄物処理基準等に適合しない処理が行われた場合において、生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるときには、処分者等に措置命令を発出しているほか、産業廃棄物中間処理施設及び産業廃棄物最終処分場に対して、当該産業廃棄物処理施設の維持管理基準等に適合しているか調査するとともに、必要な指導等を行っています。

また、施設からの排水、燃え殻等を計画的に採取し、その分析結果に基づいて維持管理基準等の遵守を指導しています。さらに、「ふるさと石川の環境を守り育てる条例」（ふるさと環境条例）に基づいて届出された建設廃棄物の保管場所（200㎡以上）を把握し、建設廃棄物の過剰保管を未然防止しています。

(2) ふるさと環境条例、石川県廃棄物適正処理指導要綱による適正な施設整備の指導等  
県では、産業廃棄物処理業者が「廃棄物処理

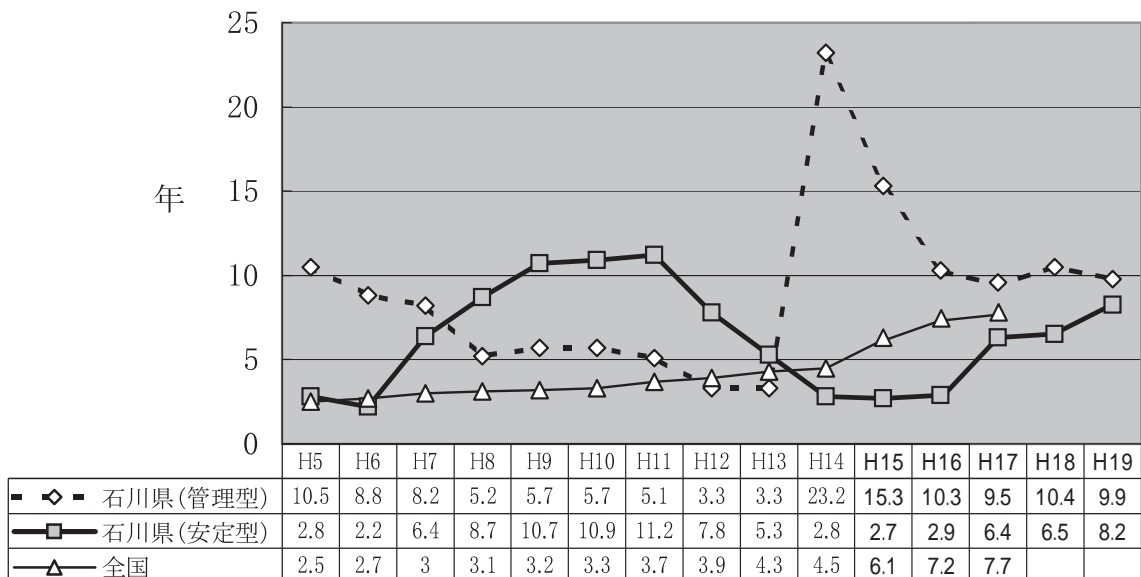


図8 石川県の産業廃棄物最終処分場の残余年数の推移

法」に基づく許可が必要な施設（焼却炉や処分場等）を新たに設ける場合や構造や規模の変更を行う場合、適正な施設整備がなされるよう、あらかじめ、ふるさと環境条例に基づく環境アセスメントの手続きや県が定める指導要綱に基づき事前審査を受けるよう指導しています。

事業者は、事業の内容を記載した事業計画書のほか、その事業が大気質や水質などの生活環境にどのような影響を与えるかを調査、予測及び評価した生活環境影響調査報告書を知事に提出するとともに、事業が行われる地域の周辺における説明会の開催、住民意見の聴取、地元住民と締結する生活環境の保全に関する協定の締結などを通じて、地元の理解を得るよう努める必要があります。

(3) インターネット等による情報提供や出前講座等による県民・事業者への啓発活動

県民や事業者に対して、廃棄物とリサイクルに関する情報の提供をインターネットを通じて行っています。また、3R推進をテーマとした県政出前講座に講師を派遣し県民への啓発活動を行っています。

廃棄物対策課のホームページアドレス  
<http://www.pref.ishikawa.jp/haitai/>

(4) 環境保全・産業廃棄物処理施設整備に対する融資

産業廃棄物処理施設の維持管理基準の強化に伴い、最終処分場と焼却施設の施設整備費が高額になり、施設整備の意欲があっても資金調達が困難な事業者に対し、平成13年度から最終処分場（上限5億円）と焼却施設（上限1億円）を対象とした融資制度（利率2.25%：平成21年4月現在）を運用しています。

3 PCB廃棄物の適正保管と県PCB廃棄物処理計画に沿った処理の指導 <廃棄物対策課>

国は、平成13年に「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」を施行しました。

これに伴い、県内のPCB廃棄物を保管している事業者は、保管状況等の届出が義務付けられ、石川県と金沢市には、平成20年3月末現在で1,248事業場からの届出がなされています。

PCB廃棄物の処理施設の整備については、国は日本環境安全事業株式会社（国の全額出資による特殊会社：旧環境事業団）を活用した拠点的広域処理施設の立地に取り組み、北海道並びに本県を含む東北、北関東、北陸及び甲信越の15県分のPCB廃棄物が、北海道室蘭市で平成20年5月に操業開始した北海道PCB廃棄物処理施設で処理されています。

県では、PCB廃棄物の確実かつ適正な処理を推進するため、平成18年3月に「石川県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」を策定しました。現在、この計画に沿った処理の指導を行っています。

PCB（ポリ塩化ビフェニル）

PCBは主に油状の物質で、難燃性、電気絶縁性が高いなどの性質により、トランス（変圧器）、コンデンサ（蓄電器）、蛍光灯の安定器などの電気機器の絶縁油、ノンカーボン紙などの様々な用途で利用されてきましたが、その有害性により昭和47年以降製造が行われていません。

PCBによる中毒症状として、目やに、爪や口腔粘膜の色素沈着から始まり、ついで、座瘡様皮疹（塩素二キビ）、爪の変形、まぶたや関節のはれなどが報告されています。

PCB特別措置法の概要

(1) 国の責務

- ・ PCB廃棄物の情報収集、整理及び活用
- ・ PCB廃棄物の処理技術開発の推進
- ・ PCB廃棄物の処理体制の整備
- ・ PCB廃棄物処理基本計画の策定

(2) 都道府県・政令市の責務

- ・ PCB廃棄物の状況の把握
- ・ PCB廃棄物の保管及び状況の公表
- ・ 国の基本計画に即して、PCB廃棄物処理計画の策定

## (3) 事業者等の責務

- ・前年度の保管及び処分の状況を毎年6月30日までに都道府県等に届出
- ・平成28年7月までの処分を義務付け
- ・譲渡し、譲受けの制限

## (4) 罰則

- ・届出、報告義務違反
- ・期間内処分に係る改善命令違反
- ・譲渡し、譲受け制限違反

## 4 災害廃棄物対策 &lt; 廃棄物対策課 &gt;

地震や水害の発生により生ずる災害廃棄物等の処理に関する県としての基本方針を定めた「石川県災害廃棄物処理指針」を平成18年3月に策定しました。

この指針については、その後策定した災害発生時の状況に即したマニュアルとともに能登半島地震（H19.3）において広く活用されました。

## 5 漂着ごみ対策 &lt; 廃棄物対策課 &gt;

日本海側の海岸では、恒常的に、冬季になると北西の季節風により、対岸諸国のものと思われるポリタンクやプラスチック容器などのごみが大量に漂着しています。

また、貨物船の遭難や荷崩れによると思われる木材やコンテナなどが打ち上げられており、これらは海岸の景観を破壊しています。

これらの漂着物については、原因者が判明している場合には、その原因者に適正な処分を求めることとなりますが、原因者が不明の場合においては、漂着物は廃棄物ということになり、沿岸各市町がやむを得ず一般ごみを併せて処分しているのが現状です。

このため、国を通じて沿岸諸国に海への廃棄物の流出防止を働きかけるとともに、沿岸市町村等と連携し、漂着ごみの適正な処分に努めています。

なお、漂流・漂着ごみについて、より効果的な発生源対策や清掃運搬処理を進めるため、「羽咋市の柴垣～羽咋一宮海岸」が国のモデル海岸として選定され、平成19年度に調査事業が実施されました。

さらに、平成20年度第2次補正予算で外国由来のごみが大量に集積している海岸について、国が緊急的にクリーンアップする事業に「輪島市首々木海岸～三つ子浜」及び「加賀市塩屋海岸～片野海岸」が選定されました。

また、平成21年7月には「海岸漂着物処理推進法」が成立し、海岸漂着物の円滑な処理や発生の抑制を図るため、国、地方公共団体、事業者及び国民の責務など海岸漂着物対策を推進するために必要な理念が定められました。ただし、海岸漂着物の処理に必要な財政措置や総合的な支援措置などの法整備については、今後行うこととされているため、国に対し全国知事会を通じ、恒常的な財政措置の実施について働きかけを行っています。



第4節 不適正処理の防止

県内の産業廃棄物の不法投棄、野外焼却、不適正保管など不適正処理事案は、平成16年度まで毎年増加していましたが、平成19・20年度は、県と金沢市を合わせた件数は、いずれも213件で推移し、横ばい傾向にあります。(図9)

県では、不適正処理を未然に防止するために規制の強化や監視体制の充実を図り、元請業者や土地所有者の責任を強化するとともに、不適正処理に係る環境修復を行うための基金の造成に対して、平成18・19年度に補助を行いました。

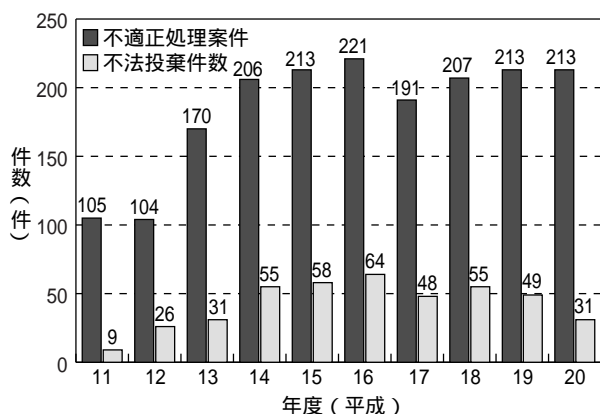


図9 産業廃棄物の不適正処理事案（金沢市を含む不法投棄、野焼き等）

1 処理体制の確保 < 廃棄物対策課 >  
産業廃棄物の適正処理に係る講習会等の実施

産業廃棄物を適正に処理するためには、処理業者だけでなく排出事業者においても法制度や廃棄物処理に関する正確な知識が不可欠です。

県では、毎年、産業廃棄物適正処理推進講習会を開催し、普及に努めています。

平成20年度には、排出事業者、処理業者を対象に以下の講習会を開催しました。

- ・「電子マニフェスト操作体験セミナー」（平成20年9月8日ほか、109名参加）
- ・「パートナーシップ～転換期を迎えた産業廃棄物処理～」（平成20年11月6日、114名参加）
- ・「企業における3R推進と廃棄物リスクの

低減に向けて」

（平成20年9月26日、114名参加）

- ・「医療関係機関における廃棄物の適正処理」（平成20年12月3日、171名参加）
- ・「優良性評価基準適合処理業者育成講習会」（平成20年11月26日ほか、87名参加）

また、県及び市町の廃棄物行政担当者、土木及び農林公共工事発注担当者を対象に、産業廃棄物の状況や不法投棄など廃棄物処理の問題点を理解し、今後の業務に役立ててもらうため、中部地方環境事務所と合同で不法投棄防止研修会を開催しました。（平成20年11月7日、89名参加）

2 不適正処理の防止 < 廃棄物対策課 >

(1) 産業廃棄物監視機動班による監視・指導の強化

県では、産業廃棄物の適正処理及び県民の生活環境の保全に資するため、県内4保健福祉センターに産業廃棄物監視機動班（職員1、嘱託1（警察OB））を配置しています。

産業廃棄物監視機動班は、産業廃棄物の不適正処理事案の早期発見・早期対応を主な業務としており、不適正処理の防止や原状回復に係る指導を行っています。

また、産業廃棄物排出事業者及び産業廃棄物処理業者への立入検査を実施し、産業廃棄物中間処理施設及び産業廃棄物最終処分場の維持管理に関する指導を行っています。

その際には、施設からの排水、燃え殻等采取し、分析結果に基づいて基準の遵守を指導しています。

さらに、産業廃棄物処理に係る苦情対応及び現地調査・指導を実施しています。

産業廃棄物監視機動班監視指導件数（平成20年度）

区分	立入事業場数	立入検査のべ件数
排出事業者	543	1,089
処理業者	173	616
計	716	1,705

(2) 市町の不法投棄連絡員制度に対する支援  
産業廃棄物不適正処理の早期発見を図るため、各市町に不法投棄連絡員の設置を呼びかけています。

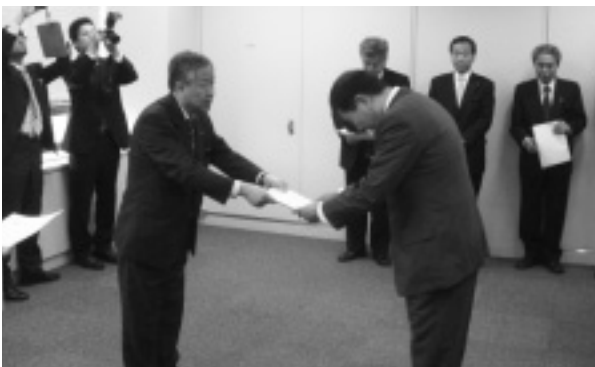
県では平成10年度から、この連絡員の設置に対しての補助制度を設けることにより、市町の連絡員設置（平成20年度は12市町175人）を支援しています。

(3) 市町職員に対する産業廃棄物に係る立入検査権限の付与

産業廃棄物の不適正処理の早期発見、早期対応を図るために、平成15年度から、市町から推薦のあった職員に対し、産業廃棄物に係る立入検査権限を付与しています。

平成21年度は、17市町合計32名の市町職員に対し併任発令を行い、市町併任職員の合計は、18市町91名となりました。

また、職員の資質向上を図るため、併任職員研修会を開催しました。



併任職員辞令交付式

(4) 不適正処理に係る環境修復のための仕組み  
産業廃棄物に関しては、廃棄物処理法の改正や条例の制定により規制が強化されてきましたが、規制強化の以前に不適正処理された建物等の解体廃棄物は、原因者が行方不明又は資金不足であるため、除去されずに放置されたままになっている事案があります。

こうした事案は、今すぐに生活環境保全上の影響が生じるものではないため、法に基づく行政代執行により除去することが難しいことから、平成18年度に（社）石川県産業廃棄物協会内に「環境修復基金」を創設し、県から、基金

の造成に対して補助を行いました。平成19年度には、かほく市内において、平成20年度には、能美市内において基金を活用して不適正処理された産業廃棄物を除去しました。

### 3 ふるさと環境条例による規制の強化等

< 廃棄物対策課 >

廃棄物処理法に基づき、廃棄物の適正処理の徹底を図るほか、不適正な処理の未然防止を推進することを目的として、ふるさと環境条例では、排出事業者や土地所有者等の責務の履行を規定しています。

#### (1) 産業廃棄物の保管に関する規制の強化

##### 産業廃棄物の保管場所の届出

自社の事業活動に伴い排出する産業廃棄物のうち、建設系廃棄物を200m<sup>2</sup>以上の保管場所で保管する事業者に対し、事前にその保管状況についての届出を義務付けています。

平成21年3月31日現在の保管場所の届出状況は次のとおりです。

地区名	届出件数	合計面積 (m <sup>2</sup> )	平均面積 (m <sup>2</sup> )
南加賀地区	27	57,383	2,125
石川中央地区	33	30,040	910
能登中部地区	41	27,472	670
能登北部地区	28	17,980	642
合計	129	132,875	4,347

##### 搬入の一時停止

産業廃棄物又はその疑いがあるものの保管若しくは処分が継続されることにより、その適正処理の確保が困難になると思われる場合は、県より保管又は処分が行われている土地への搬入の停止命令を行います。

この命令に違反した場合は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金が科せられます。

#### (2) 元請業者や土地所有者の責任強化

##### 建設資材廃棄物の適正処理

建設工事の発注者に対し、廃棄物の適正な処

理費用の負担、元請事業者に対し、廃棄物の適正な処理の確保のため、下請事業者に対する指導監督に努めるよう義務付けています。

#### 事業者による処理委託時の確認

排出事業者に対し、処理委託先の処理業者の処理能力を実地に確認すること及び契約期間中の処理状況を定期的に確認するよう義務付けています。

また、委託先で不適正な処理がなされていることを知ったときは、搬入停止などの措置を講ずるとともに、不適正処理の状況について、速やかに知事に報告することを義務付けています。

#### 土地の適正な管理

土地の所有者等に対し、その土地が産業廃棄物の不適正な処理に利用されないよう、日頃から使用状況の確認等の管理に努めるよう義務付けています。

また、その土地で不適正な処理が行われたことを知ったときには、速やかな知事への報告を義務付けるとともに、柵を設置するなど再発防止の措置を講ずるよう努める必要があります。

### (3) 指定有害副産物（硫酸ピッチ）に関する規制の強化

学術研究や検査若しくは試験を目的とする場合や、生成又は保管に関する行為が廃棄物処理法、地方税法、消防法などの関係法令に違反せず、適正処理するために要する費用が留保されている場合を除き、硫酸ピッチの生成、保管を禁止しています。

生成、保管の禁止に違反した場合には、生成を行っている者に対しては生成の中止命令、保管を行っている者に対しては撤去等の命令を行います。

これらの命令に違反した場合は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金が科せられます。

#### 硫酸ピッチ

硫酸ピッチは不正軽油の製造過程で排出される油分と硫酸との混合物で、腐食性、毒性が強く、放置すると人体に有害な亜硫酸ガスが発生し、周辺地域の生活環境に悪影響を与えます。

県内において相次いで硫酸ピッチの不法投棄が発生したことから、硫酸ピッチを指定有害副産物（県民の平穏な生活の確保に重大な支障を生じ、又はその恐れがある物）として指定し、規制の強化を図っています。

なお、金沢市でも県とほぼ同様の条項を「金沢市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例」に追加し、平成17年4月1日から施行しています。

### (4) 廃棄物再資源化施設の立地促進

環境総合計画に示している循環型社会の形成を推進するため、市町及び事業者団体による産業廃棄物のリサイクル関連施設立地を目的とした施設整備計画の策定に対する支援を行い、再資源化施設の立地促進を図っています。